

## 令和7年度保存版

令和7年5月8日

保護者様

京都市立桂坂小学校  
校長 中村 佳明

### 台風や地震による警報・特別警報発令時等の緊急対応についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本校教育にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自然災害がいつ発生するか分からぬ我が国において、もしものときを想定しておくことは極めて重要です。別紙の事項をよくお読みいただき、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意して、ご対処いただきますようお願いします。

なお、学校へのお電話でのお問い合わせは、できる限りご遠慮いただきますよう、ご協力のほどお願いします。

# 「暴風警報」発表時について

「京都南部」または「京都・亀岡」地方に『暴風警報』が発表された場合

(1) 「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、下記の措置を取ります。

・午前 7時までに解除になった場合・・・平常授業（通常通り「桂坂 にこにこ なかよし あんぜん 登校」）

・午前 9時までに解除になった場合・・・3校時（10時40分）から始業

\* 通常より2時間遅れで集合場所に集まり、「桂坂 にこにこ なかよし あんぜん 登校」

・午前11時までに解除になった場合・・・5校時（13時45分）から始業

\* 給食はありません。各家庭で昼食をとってください。

\* 通常より5時間遅れで集合場所に集まり、「桂坂 にこにこ なかよし あんぜん 登校」

・午前11時現在、暴風警報発表中の場合・・臨時休業

(3) 在校中に発表された場合については、児童全員を学校に留め置き、速やかに保護者の方へ引き渡しを行います。

原則として、「すぐーる」でのお知らせ配信、学校ホームページにより、引き渡し実施のお知らせを行います。保護者の方はできるだけ早急に学校まで児童のお迎えをお願いします。

(4) 土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域」に含まれていることから、桂坂学区に「高齢者等避難」（警戒レベル4相当）が発令された場合、暴風警報が発表された場合に準じ措置を講じます。

(5) 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「すぐーる」でのお知らせ配信、学校ホームページによりお知らせしますので、ご確認をお願いします。

## 「特別警報」発表時について

「京都南部」または「京都・亀岡」地方に『特別警報』が発表された場合

(1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・深夜0時までに解除になった場合・・・・・翌日は、**5校時(13時45分)から始業**

\* 給食はありません。各家庭で昼食をとってください。

\* 通常より5時間遅れで集合場所に集まり、「桂坂 にこにこ なかよし あんぜん 登校」

・深夜0時以降、**特別警報発表中の場合**・・・解除に関係なく、当日は、**臨時休業**

(3) 在校中に発表された場合については、児童全員を学校に留め置き、速やかに保護者の方へ引き渡しを行います。

原則として、「すぐーる」でのお知らせ配信、学校ホームページにより、引き渡し実施のお知らせを行います。保護者の方はできるだけ早急に学校まで児童のお迎えをお願いします。

## **地震に対する非常措置について**

(1) 京都市内のいずれかの区域で、震度5弱以上の地震が発生したときは、**次の登校日を臨時休業**とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を**臨時休業**に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は**当日を臨時休業**にします。
- ・**休業日、休業前日の下校後に発生**した場合は、原則として**休業明けの登校日を臨時休業**としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」でのお知らせ配信、学校ホームページで授業を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校日の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

(3) **在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合**については、児童全員を学校に留め置き、速やかに保護者の方へ引き渡しを行います。

原則として、「すぐーる」でのお知らせ配信、学校ホームページにより、引き渡し実施のお知らせを行います。保護者の方はできるだけ早急に学校まで児童のお迎えをお願いします。

## **上記以外で在校中に緊急対応が必要と判断した場合**

「暴風警報発令」「特別警報発令」「震度5弱以上の地震発生」以外にも、在校中に自然災害あるいは不測の事態発生による緊急対応が必要と判断した場合は、児童全員を学校に留め置いた上で速やかに保護者の方へ「引き渡し」を行います。原則として、「すぐーる」でのお知らせ配信、学校ホームページにより、引き渡し実施のお知らせを行います。保護者の方はできるだけ早急に学校まで児童のお迎えをお願いします。

\* 不審者対応や校区周辺で凶悪犯罪等が発生した場合も、「引き渡し」を行うことがあります。

\* 雷の状況によっては、児童の下校を一時見合わせる措置を講じることがあります。

台風や地震の後には、河川が増水していたり、道路や建物が崩れやすくなっていたりすることがあります。災害の後はもちろん、日頃から身の回りの危険な場所に近付かないよう、各家庭でもご指導をお願いします。